

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 20 年 10 月 17 日(金) 第 8 0 3 5 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (690) (指導管理課) 2 鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の委託 (2件) (691・692) (文化政策課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (693) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (694) (〃) 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (695～697) (森林保全課) 3 県営土地改良事業の工事の完了 (698) (東部総合事務所農林局) 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (699) (中部総合事務所県民局) 7
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (63) 8
◇ 公 告	平成20年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) 8 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 9

告 示

鳥取県告示第690号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成20年10月7日	645	西伯郡日吉津村日吉津1160-1	株式会社鳥取銀行イオン日吉津支店	西伯郡日吉津村日吉津1160-1

鳥取県告示第691号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第52回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
日南町
- 2 委託期間
平成20年10月18日から同月27日まで

鳥取県告示第692号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第52回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
倉吉博物館協会
- 2 委託期間
平成20年11月17日から同年12月3日まで

鳥取県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ふせ薬局	鳥取市布勢321-5	平成20年9月1日

鳥取県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
西本医院	八頭郡八頭町見槻中153-10	平成20年8月29日

鳥取県告示第695号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町小畑字本谷奥1569、1570

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町田原谷字西村内245、245の1、245の2、字西溝457、字於臺461の1、461の2、463

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町河原字大鳴3の3、3の5、5の6、5の10、字堂坂1378、1379、1380の1、字家ノ空1428、1429、1432、字家ノ奥910の1、1435の2、1435の3、1435の7、1436、1437、1441、1442、1470の1、字白髪山1473の1から1473の4まで、1474、1475の1、1475の2、1477(次の図に示す部分に限る。)、青谷町小畑字とつ原1123、字寺谷1283、字菅町1318、字水砂1363、字本丸1407、字小原1402の1、1402の3から1402の5まで、青谷町露谷字石畑266、字家空601、字澤谷623の1から623の4まで、字物狂谷東平710の1から710の4まで、字東山717、718、718の1、719、青谷町青谷字小丸山6023の1、青谷町吉川字岩本322、323の1、324の1、325、326、329、330、字家ノ空331の2、332、339、字奈免^ふ340から344まで、青谷町亀尻字八幡谷267の2から267の4まで、268の2、字下家空538の1、539、539の1、青谷町山田字猪狩原668の3、青谷町北河原字下モ内臺110、字二木平460、463から465まで、469、青谷町八葉寺字大門62の3、62の5、62の6、64、65、70の2、70の3、字西村内230の1、230の2、230の4、字馬乗畑850の2、字コモロ889、899、字大蕪西平823の1、823の2、823の38、823の39、字西岩落830の6、833の1、字大竹山912、913、915、916、字下平926、928の1、933の2、934から936まで、字西溝431の1、字谷奥488の1から488の4まで、青谷町紙屋字向畑222の1、字尾花535、字船尾614の5、617、字見生寺500、501、504、青谷町楠根字西村内265の2、字孫坂170、503、字澄谷544の1、字寺屋敷553の3、553の5、553の7、字北空560の1、560の2、561

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第696号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町山田字戯獅谷541の1から541の6まで、542の1、542の3、543、544の1、544の2、545、字鶴居546から550まで、550の1、551から555まで、555の1、555の2、556、557の1、558、559、559の3、560の1、560の2、561、563の1、565の1、565の2、566、567、字六郎谷568、569の1から569の3まで、570、571の1、571の2、572、573、574の1、575の1、576から578まで、579の1、579の2、580から582

まで、583の1、583の2、584の1から584の3まで、585、586、588から590まで、字富貴谷591から598まで、599の1、599の2、600の2、601、601の1、602、603、604の1から604の3まで、605、606、606の1、607から609まで、609の1、610、611の1、611の2、612の1、613、614の1、615の1、615の2、616、617、字中山618、619の1、619の2、622の2、641の1、641の2、642の1、643から647まで、649から660まで、661の1、661の2、662、字瓢タン谷663の1から663の5まで、字娯都氣西平664の1から664の3まで、字娯都氣東平665、字猪狩原667、字淡谿東平672の1、672の2、672の3（次の図に示す部分に限る。）、字淡谿西平673の1から673の3まで、673の5から673の8まで、673の9（次の図に示す部分に限る。）、673の12、字母狸谷674、674の1、675、676（次の図に示す部分に限る。）、字大瀧648の1、677の1から677の3まで、678、679の1、679の2、680の1、680の2、681の1、681の2、682から684まで、684の1、685、686の1から686の4まで、687、687の1、688、688の1、689から691まで、字古箭谷692、693の1、693の2、694の1、695（次の図に示す部分に限る。）、696の1、696の2、697から699まで、699の1、字登尾700、701の1、701の2、702、703、703の1、704、705の1、705の2、706の1、706の2、707、708、709の1、709の2、710の1、710の2、711から714まで、715の1から715の3まで、716、716の1、717の1から717の3まで、718、字褒録谷719の1、719の4、719の7から719の28まで、720の1・720の2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）、720の3から720の6まで、721の1、721の2、字横道722から724まで、725の1、726の1、726の2、727、728の1、729から735まで、735の1、736、青谷町山根字地堂216、字式田270、271、275、275の1、275の2、804、828、字上式田302、305、306、字西村778、字寺谷895、青谷町小畑字勝負谷366、367、1237、1241、青谷町河原字家ノ奥907から909まで、910の2、911、1439、1465、字坂下995、997、字勝負谷1007、1008、1008の1、1009、1009の1、1010、1023、1024の1、字南谷1484、字八鹿地1026、1027、1028の1、1029の1、1030、1030の1、1031の1、字坂ノ谷1501の1、1510の3、字袋谷1550、字大平448、字大石谷1300、字古宮1269の1、字西村323、325の1、325の2、327の1、327の3、327の4、青谷町青谷字瀧坂626、629、629の1、631の1、631の2、字赤尾坂5157、青谷町八葉寺字家空山740の1、740の5、741の1、741の3、742、742の1、青谷町奥崎字家ノ空472、474、475、青谷町亀尻字栗畑216、217、字下家空522、525、529の2、青谷町田原谷字西溝451

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鳥取市青谷町山根字上式田302（次の図に示す部分に限る。）、305、306、字西村778、字寺谷895（次の図に示す部分に限る。）、青谷町小畑字勝負谷367、1237、1241、青谷町河原字古宮1269の1（次の図に示す部分に限る。）、字西村323、325の1、325の2、327の1、327の3、327の4、青谷町亀尻字栗畑216、217、字下家空525（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町山根字地堂193の1、193の5、209から213まで、青谷町河原上河原764の1、764の2、764の4、765、766、767の3、768の4、青谷町青谷字赤尾坂5111、5112、5118、5119の1、青谷町吉川字姦丸346、349、字屋敷廻り56の1、57、青谷町善田字西谷93の2、99、101の2、395から397まで、399、400、青谷町長和瀬字寺田689、691の1、青谷町桑原字空山974

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

鳥取市青谷町河原字上河原764の1、764の2、764の4、765、766、767の3、768の4

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町早牛字ゴンゴ谷564から567まで、753の1、753の6から753の8まで、字菅谷563、778

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第697号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉田字天谷北平764、大字穴鴨字仲畑1372の3、字猿返1374の1、1374の3、1374の6から1374の9まで、1374の10から1374の12まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1374の13、1374の14、1374の15・1374の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1374の17から1374の35まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字逸散原1200、1201、1202の1、1202の2、大字片柴字仲谷525の1、大字吉田字
小屋谷726の1、727の1、727の2、728の1、729から733まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東伯郡三朝町大字坂本字逸散原1201・1202の1・1202の2（以上3筆について次の図に示す部分に限
る。）、大字吉田字小屋谷727の2（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと
する。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第698号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項
の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業横枕地区ため池等整備	平成20年2月14日
県営経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理（第1工区）	平成20年8月7日
県営経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理（第2工区）	平成20年9月17日
県営経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理（第3工区）	平成20年7月9日

鳥取県告示第699号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人
の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年
11月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年10月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東伯けんこう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
横山 明子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡琴浦町徳万352-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第63号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに西伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,791
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,251
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,809

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成20年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成20年11月25日（火） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第2庁舎4階 第33会議室	広告物の施工に関する事項
同月26日（水） 午前10時から午後4時30分まで		広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成20年11月14日（金）まで（土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成20年11月14日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、(ア)の場所に送付すること。

ア 平日の提出先

(ア) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎7階）

(イ) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

(ウ) 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

(エ) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

(オ) 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

(カ) 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

イ 日曜日の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県文化観光局交通推進課旅券係（鳥取県庁本庁舎1階）

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当 （電話0857-26-7363）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年10月17日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習		平成20年11月12日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑